

令和5年度版「区ガイド」制作委託 仕様書

1 委託名 令和5年度版「区ガイド」制作委託

2 委託内容 千葉市への転入者等に配布する「区ガイド」の制作全般
(令和5年度版「区ガイド」の修正・編集、版下作成、印刷、納品)

3 納入期限 令和5年3月30日

4 業務の実施

- ・本業務は、公共性の高い地図編集作業(公共測量複製作業)であるため測量法第5条に規定される公共測量に準じて行うこととし、正確な精度を保つために測量士及び測量士補の資格を有する者が、作業を担当する環境にて製図、編集及び校正を行うものとする。
- ・業務遂行にあたり、担当する主任技術者は測量士の資格取得後、「地図調製」に関し実務経験を有するものでかつ常勤するものを配置する。
- ・地図の作成から印刷まで、専門性の高い工程管理及び品質保持が求められることより、受注者は、作業を行う組織・部門がISO9001の認証を取得しているものとする。
- ・地理空間情報データを適切に扱う必要があることから地理空間情報専門技術の地理情報GIS1級の資格を持つ者が監督する環境において作業を行い、その資格を有することの証明を提出するものとする。
- ・高解像度の印刷の再現及び、版ズレ、網点の太り擦れ、モアレの発生を防ぐためCTP(デジタル製版)にてFMスクリーンによる刷版を行うものとする。印刷機材については自社で保有しているものとする。
- ・発注者貸与資料や成果品の取り扱いなどにおける情報漏洩防止に関して、受注者はJIS規格に基づくプライバシーマーク(Pマーク)を取得しているものとする。

5 掲載内容

発注者より貸与される原稿(前回図に修正箇所を記入したもの)を元に、受注者がデータを作成すること。(前回図のイラスト、テキストデータは貸与されない。)

修正箇所としては、経年変化の修正および関連各課の要望による修正である。(レイアウトの変更。)

(1) 表ページ(概要面)

- ①表紙(写真、各区シンボルマーク、各区イメージカラーを使用)
- ②Information(区役所組織・施設の案内等を掲載)
- ③窓口コーナー
- ④Area map(区内の主な施設の案内等を掲載)

⑤相談コーナー(相談先の行政機関の案内)

⑥防災コーナー1・2(災害時の対応等を掲載)

(2)裏ページ(地図面)

- ・基図は発注者より貸与される 1/10,000 千葉県国土基本図データ(令和元年作成:DM 形式)をプログラム変換して作成した地図データを基に、最新の千葉市内の情報を反映した地図を使用し、地番・町丁目大字名称・町丁目大字界線を表示すること。
 - ・地番は、国土交通省国土政策局が整備している「街区レベル位置参照情報」の最新版を利用し、地番を地図上の座標とマッチングさせてプロットすること。その際、土地区画整理されていない地域については、上記の地番をプロット後にデータを適宜引くこと。
 - ・町丁目大字名称および町丁目大字界線については、令和2年2月以降の「千葉県住居表示新旧対照図」及び告示を参照すること。
 - ・主題は、発注者から貸与される前年度版からの修正箇所に関する原稿を基に、その線号、色、表現については、前年度版及び別添1「区ガイド特記仕様書」に従って行うこと。
- ※その他、前年度からの修正箇所については、下記6に掲げる関係課と打ち合わせを行うこと。

6 掲載情報に関する本市関係課

(1)Information、窓口コーナー、相談コーナー、企業広告

市民局市民自治推進部区政推進課が原稿を作成し、受注者へ貸与する、また、同課において、掲載内容全般について最終決定を行う。

(2)Area map

各区役所地域振興課が原稿を作成し、受注者に貸与する。

(3)防災コーナー

総務局危機管理部防災対策課が原稿を作成し、受注者に貸与する。

(4)ガイドマップ内のバス路線情報

受注者は、都市局都市部交通政策課との協議、千葉県バス協会又はバス事業者への確認、並びに現地調査等により最終の情報に更新すること。

7 校正

掲載内容の修正を施したデータについて、発注者が校正を行う。

校正原稿は、PDF 等のデジタルデータ及び必要に応じて出力図で納品するものとする。

(1)表ページ(概要面)

PDF データ等による校正を2回以上

校正依頼先:総務局危機管理部防災対策課、市民局市民自治推進部区政推進課、各区役所地域振興課

(2)裏ページ(地図面)

PDF データ等及び出力図による校正を2回以上

校正依頼先:総務局危機管理部防災対策課、市民局市民自治推進部区政推進課、各区役所地域振興課

(3) デジタルデータについて

校正原稿のデジタルデータの納品は、市が指定する方法(CD-R等)にて行うものとする。

<表ページ> 前述5(1)の①から⑥について、項目毎に分割したデータ。

(基本はA4判毎にページを分けるが、③および⑥はA3毎にページを分ける。)

<裏ページ> 前述5(2)のデータ。(ページの分割はしない。)

8 製版・印刷

(1) 高解像度の印刷の再現、並びに版ズレ、網点の太り擦れ及びモアレの発生を防ぐため A0 判以上の版を刷版できる CTP(デジタル製版)にて FM スクリーンによる刷版を行うこと。

(2) 印刷はオフセット印刷によること。

(3) 印刷に使用するインクはシアン、マゼンダ、イエロー、ブラックの 4 色とし、FM スクリーンによるかけ合わせにて表現すること。

9 成果品

受注者は、本市関係課の意向を反映させ、前年度版と同様以上と認められる成果品を制作する。

(1) 各区ガイド(A1判)

①中央区ガイド (縮尺 1/14,000)・・・ 11,070 部

②花見川区ガイド (縮尺 1/12,000)・・・ 7,780 部

③稲毛区ガイド (縮尺 1/12,000)・・・ 7,500 部

④若葉区ガイド (縮尺 1/20,000)・・・ 6,320 部

⑤緑区ガイド (縮尺 1/18,500)・・・ 5,750 部

⑥美浜区ガイド (縮尺 1/12,000)・・・ 5,860 部

計 44,280 部

・折りあり(8面折り・仕上がり A4 判)、両面印刷、コート紙 57.5 kg

(2) 各区ガイド(A0判)・・・ 各区 10 部 計 60 部

・上記①～⑥の各区ガイドのサイズを A0 判に拡大したもの。裏ページ(地図面)のみ。折りなし。
その他の仕様は通常のガイドに準ずる。

(3) 区ガイド画像データ・・・ CD-R 8 枚

・記録媒体は CD-R、データ形式は JPEG、解像度 200dpi とすること。

・1枚の CD-R に全区分の表ページと裏ページの画像データを記録すること。

<表ページ> 前述5(1)の①から⑥について、項目毎に分割した画像データ。

(基本は A4 判毎にページを分けるが、③および⑥は A3 毎にページを分ける。)

<裏ページ> 前述5(2)について、②を削除した画像データ。(ページの分割はしない。)

10 納入場所

成果品は期限までに以下の場所に納入すること。納入する物品、種類及び部数は、後日、前年度版の配布状況に応じて区政推進課が決定し、受注者に通知する。

- (1) 千葉市役所総務局危機管理部防災対策課・市民局市民自治推進部区政推進課(2か所)
- (2) 各区役所地域振興課・緑保健福祉センター高齢障害支援課(7か所)
- (3) 各市民センター(12か所)
- (4) 各区消防署(6か所)

11 その他

(1) 著作権の取り扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取り扱いについては、以下に定めるとおりとする

ア 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利(著作権)を市に無償で譲渡するものとする。ただし、市に著作権を譲渡できないもの(オープンソースによるプログラムや写真などレンタル素材等)を成果物の一部とすることは、利用条件等を市に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。

イ 受注者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利(著作者人格権)を行使することができない。

(2) 業務の再委託について

ア 受注者は、全ての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者にも再委託しようとするときは、事前に市に通知しなければならない。

イ 受注者は、業務の一部を第三者にも再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、市に対して、再委託先のすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 守秘義務について

受注者は、業務上知りえた市固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(4) その他留意事項

ア 業務遂行にあたっては、受注者は適宜市との協議に応じ、市の指示に従うこと。

イ 業務施行にあたり必要となる資料については、市が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取り扱いに十分注意すること。

ウ 業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。

区ガイド特記仕様書

今回発注の区ガイド裏ページのガイドマップ(主題)の主な内容は以下のとおりとする。

種別	配色	表示方法
市域・区界	黒・各区カラー	一点鎖線
町界	シアン	実線
丁目界	シアン	破線
バス路線	オレンジ	実線
公園・緑地等	緑	地紋
公共施設等	黒	指示点
学校	黒	記号
郵便局	黒	記号
警察署(交番)	黒	記号
消防署(出張所)	黒	記号
病院	黒	記号
銀行	黒	記号
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	黒	記号
介護老人保健施設	黒	記号
広域避難施設	マゼンダ	界線ハッチ
指定緊急避難場所・指定避難所	緑	ピクト(総務省消防庁指定)
津波避難ビル	緑	ピクト(総務省消防庁指定)
災害医療協力施設	オレンジ	ピクト(受注者が作成)
臨時ヘリポート	ムラサキ	ピクト(受注者が作成)
行政防災無線設置場所	赤	ピクト(受注者が作成)
井戸月耐震性貯水槽・非常時井戸	青	記号
防災井戸協力の家	マゼンダ	記号
ろ過浄水機等	シアン	記号
浄水場	シアン	記号
耐震性貯水槽	シアン	記号
備蓄倉庫等	青	記号
土砂災害特別警戒区域	赤	提供する GIS データのとおり
土砂災害警戒区域	黄	提供する GIS データのとおり
土砂災害危険箇所	茶	提供する GIS データのとおり

※その他必要事項については、発注者の指示に従うこと。